
令和2年 第99回(定例)神河町議会会議録(第3日)

令和2年12月22日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年12月22日 午前9時開議

- 日程第1 第108号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 日程第2 第109号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 日程第3 第110号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件
- 日程第4 第115号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 第116号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第6 第117号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 第118号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 発議第6号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第108号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 日程第2 第109号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 日程第3 第110号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件
- 日程第4 第115号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 第116号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第6 第117号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 第118号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 発議第6号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書

日程第9 議員派遣の件

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（10名）

1番	安部重助	8番	藤森正晴
2番	三谷克巳	9番	藤原裕和
4番	小寺俊輔	10番	栗原廣哉
5番	吉岡嘉宏	11番	澤田俊一
6番	小島義次	12番	廣納良幸

欠席議員（なし）

欠員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前田義人 真弓憲吾	
教育長	入江多喜夫	建設課長	野崎直規
総務課長	日和哲朗	地籍課長	藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	谷総和人
.....	黒田勝樹	健康福祉課長	桐月俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	岡部成幸	保西瞳
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	高木浩	山本哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春名常洋
.....	平岡民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員	
地域振興課長	多田守	井上淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長	
.....	前川穂積	藤原美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
.....	藤原登志幸	高橋宏安

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。再開します。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、第 99 回神河町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 第 108 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、第 108 号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。2 番、三谷でございます。それでは、委員長報告をさせていただきますが、シールドで予防対策が施してありますので、マスクを外して報告をさせていただきます。

12 月 8 日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第 108 号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

委員会を 12 月 10 日に開催し、提案の趣旨と目的が時宜を得て、行政運営にどのように反映されるか、また、行政の進展と住民福祉の向上にどのような成果をもたらすかといった観点から審査を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。

なお、討論はございませんでした。

次に、審査の過程における質疑応答の内容について報告しますので、審査報告書の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。条例第 4 条中の「2 台以上の選挙運動用自動車」という文言の解釈についての質疑がございまして、選挙運動用自動車とは選挙管理委員会が交付する表示をつけた選挙運動用自動車または船舶で、いろんな考え方の中で、複数台あったとしても公費負担は 1 台しか認められないとのことでございました。

次に、選挙運動用自動車は、看板やスピーカーの設置等があるので、告示日前から借りて選挙後に返すということになるので、契約の在り方についての質疑がございまして、答弁では、候補者が契約をする内容を選挙管理委員会に届け出て、それを選挙管理委員会が認めて、最終的には選挙管理委員会が事業者に直接費用を払うことになる。運動ができる期間は 5 日間なので、上限日数は 5 日となり、上限額は 1 万 5,800 円の 5 日分 7 万 9,000 円となる。選挙期間前後の借り上げについては、別契約にしなければならないかどうかについては、確認の必要があるとのことでございました。

次に、燃料費ですが、通常、給油は告示日までに行うが、どのように扱うかとの問い

に對しまして、1日当たりの限度額を7,560円と規定しており、5日分の範囲になる。告示日の前日までに給油されるケースについては、立候補者の説明会での説明になってくるとのことでした。

次に、選挙ポスターは、写真の撮影からデザイン料も含め作成する場合がありますが、作成経費の公費負担の範囲はどこまでなのかとの質疑がございまして、答弁では、説明会で示すことになる。基本はポスター1枚当たり3,976円が上限で、その範囲内で公費負担をするとのことでした。

続いて、その限度額の積算に用いる定額の31万5000円の根拠についての問いに対して、答弁では、上位法で定めてあり、ポスター掲示場の数500以下とそれを超える場合とで上限額が設けられているとのことでした。

続いて、2種類のポスターを作成し、選挙管理委員会が認めたものを選挙期間中に貼り替える場合も、この限度額の範囲内であれば可能なのかという問いに対しましても、詳細については説明会で示すとの回答がございました。実際の選挙のときに疑念が出ないように精査を要望しております。

次に、選挙運動費用を公費負担した場合の交付税措置等はあるのかとの問いに対しては、交付税措置があるとは聞いていないとのことでした。

次に、町議会議員選挙では、上限額で計算すると候補者1人当たり約70万円の公費負担となると。14人立候補すれば約1,000万円必要となるが、立候補しやすい環境を整える中で、この経費は妥当かどうかとの議論があったかとの質疑に対して、答弁では、全国町村会、全国町村議会議長会から地方選挙における公営化拡大の要望もされており、議員の成り手不足という背景もあるとのことでした。また、町村合併による選挙運動区域の拡大や多様な人材による議会促進を促すための選挙の公営化拡大になっているので、選挙管理委員会ではしっかりと活動をしていただくことで妥当という確認がされているとのことでした。

以上、大まかな報告をしましたが、これ以外の質疑応答につきましては、審査報告書に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

以上で第108号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。ありがとうございました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 第109号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第109号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、マスを外して報告をさせていただきます。

12月8日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第109号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

委員会を12月10日に開催し、第108号議案と同様の観点から審査を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。

なお、討論はございませんでした。

次に、審査の過程における質疑応答の内容について報告しますので、審査報告書の4ページを御覧ください。条例第5条第2項中の各世帯に公報を配るのが困難な場合は、役場等に公報を置きますが、不在者投票が行われる病院、福祉施設等にも選挙公報の配布も考えてほしいとの問いに対しましては、公報を必要とされる方全てに配布できる環境づくりという視点を持って対応していきたいとのことでもございました。

次に、写真の大きさ、図等の面積は規定してあるが、公報紙面の面積、大きさ、文字数の規定はあるかとの質疑がございまして、用紙のサイズ、文字の大きさ等も含めて規定はしていない。先行の他市町の状況等を見ながら対応していきたいとのことでもございました。

以上、大まかな報告をしましたが、これ以外の質疑応答の内容につきましては、審査報告書を御覧ください。

以上で第109号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 審査報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。ありがとうございました。

これより討論に入ります。討論のある方お願いします。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第109号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第109号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 第110号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、第110号議案、神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、またマスクを外して報告をさせていただきます。

同じく12月8日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第110号議案、神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件の審査報告をいたします。

委員会を12月10日に開催し、第108号議案同様の観点から審査を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成により、総務文教常任委員会としましては原案のとおり可決することに決定しました。

なお、討論はございませんでした。

次に、審査の過程における質疑応答などの内容について報告しますので、審査報告書の5ページを御覧ください。最初に、病児病後児保育施設の利用の原則的な流れですが、まず利用登録を事前にしてもらいます。そして、利用する際には、前日までに電話でケアステーションかんざきに連絡し、その後かかりつけの医療機関、医師の受診をし、利用連絡表を作成してもらいます。その利用連絡表を午後4時までにケアステーションかんざきにファクス、または持参をしてもらいます。ケアステーションかんざきでは、利用連絡表を受けたら、その利用連絡表を神崎総合病院の小児科の医師に確認をしてもらい、その時点で利用可能かどうかの判断をしてもらいます。利用可能であれば、ケアステーションかんざきは保護者に電話でその旨を連絡します。利用する日の当日、神崎総合病院の小児科の医師の診察、面談を受けて利用の判断をしてもらいます。そして利用に移っていきませんが、当日の判断ということは厳しい面もありますが、安全性を担保した上で判断ができる体制が確保できるよう病院、または小児科の医師と詰めているとの

こととございます。このほか事務の細かな部分は、これから詰めていくとのこととございました。いろいろな状況が考えられるので、スムーズに利用ができる方法を考えていただきたいとの要望をしております。

次に、この施設の運営にケアステーションかんざきがどのように関わっているかとの問いに対しましては、基本的には教育課が事業主体として管理、監督者となり、ケアステーションかんざきには保育士の賄えない部分や受付業務を助けてもらうとのこととございます。

次に、施設の名称を神崎郡病児病後児保育とするので、市川町、また福崎町の関わりについての質疑がございまして、条例は神河町だけが制定し、市川町、福崎町等の利用者は、この条例に基づいて事務手続をしてもらいます。そして、施設運営経費を両町には応分の負担をしてもらうとのこととございます。また、利用者登録は病児病後児保育で行いますが、便宜性を図るため市川町、福崎町で受付をし、登録票を預かってもらう予定とのこととございます。最初にも報告しましたが、市川町、福崎町の方が利用申込みをされる時は、利用連絡表を病児病後児保育にファクス、または持参して利用手続を進めていきます。

次に、施行規則第2条の規定により、町長が特に必要と認めたときは3名以上の利用も可能かとの質疑があり、また答弁としましては、定員を2名とした根拠は、保育基準では保育士1名で3名まで保育ができ、施設面積も基準を満たしているが、安全性を一番に考えて定員を2名としており、今後、安全性が確認できれば定員を3名にするこの検討はしていきたいとのこととございました。また、利用希望者が定員を超えたときの許可の出し方についての問いがございまして、これに対して3名以上の申込みがあれば順次、申込順になるとの答弁でございました。

以上、大まかな報告をしましたが、これ以外の質疑応答の内容は、審査報告書に記載しておりますので御覧ください。

以上で第110号議案、神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようございます。質疑を終結します。ありがとうございました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 第115号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第115号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長、お願いいたします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、12月8日の本会議において、当委員会に審査を付託されました第115号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）についての審査報告をいたします。

委員会を12月10日に開催し、適正な事務執行、費用対効果、財源の確保、行政成果といった観点から審査を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。

なお、討論はございませんでした。

次に、審査の過程における質疑応答の内容について報告しますので、審査報告書の8ページを御覧ください。最初に、地方創生臨時交付金を活用して新型コロナウイルス感染症対策事業を実施してきたが、現時点でどのような課題が残っているかとの問いに対して、事業所元気回復支援金事業が新型コロナウイルス感染症の支援策としてかなり有効だと感じた事業所が54.1%、まあまあ有効だと感じた事業所が39.5%、あまり有効だと感じなかった事業所が2.9%、全く有効だと感じなかった事業所が1.2%というアンケート結果であり、非常に有効な事業であったと感じているとのことでございました。また、第二波、第三波に対する支援はないのかといった意見もあったとのことでございます。さらに、子育て世帯地域商品券等のアンケート調査も行っているとのことでございます。

また、事業所の感染予防対策経費の補助事業では、法人、個人合わせて101件の支払いをしており、受付期間は12月28日までですが、当初予定の申請数は出てきているとのことでございました。

また、地方創生臨時交付金の申請額、限度額、交付決定額に関する質疑がございまして、答弁では、現在の限度額が3億6,279万9,000円で、国に申請している額、交付決定額になりますが、3億3,320万8,000円です。総事業費が限度額内なら、交付される臨時交付金は総事業費の額となり、また総事業費が限度額を超えた場合は超えた部分が一般財源になってくるとのことです。

続いて、臨時交付金は、令和2年度単年度の交付金と聞いているが、次の申請の期限

はいつなのかという問いに対しまして、答弁では、第3次申請があり、それが最終となるが、国から限度額が示されるのは年明けになるとのことです。今後、予算化していくと、実施期間が短くなり、条件的に執行可能なものが限られてくるということになります。

次に、事業所元気回復支援金給付事業のアンケートで、第三波に備えた支援を求める意見があったが、限度額までまだ2,900万円ほど余裕があるので、現在の状況をつかんでスピーディーな対応、的確な情報収集が必要ではなかったのかという問いがございまして、答弁では、いろいろな要望、考え方があり、臨時交付金で対応できるか、できないかの判断をしなければならないので、全て要望に応えられない事業も出てくるということになります。第三波を含めた臨時交付金の補正も閣議決定されたので、商工会とも協議しながら、事業継続をするためにはどうすべきなのかを十分考えながら対応していきたい。また、第2次補正の枠内で対応できるものがあれば対応していきたいということになりました。

次に、事業所元気回復支援金給付事業では、売上額が対前年度20%以上減っていることも1つの条件になっていたが、それらの条件が課題になっていないかとの問いに対しましては、答弁では、国の持続化給付金は50%減が条件だったが、町の事業所元気回復支援金給付事業では枠を広げて20%減で設定し、期間についても当初、国は6月までだったが、神河町は8月までにしたということになります。また、減額が20%未満の事業所は、国のセーフティーネットという資金制度があったので、その案内もしているということになりました。

次に、事業所元気回復支援金給付事業の対象となった事業所の割合についての問いがございまして、それに対して対象となった事業所は、個人が238件、法人で102件の合計340件でございます。商工会においては、会員385名のうち、対象事業所は230件、率でいいますと59.7%でございます。当初予算は、経済センサスに基づいて町全体で489件の積算をしていたということになります。

次に、交通対策費のコミュニティバス運行委託料456万円の増額の要因と財源措置についての質疑がございました。答弁では、運行経費から料金収入、補助金等の運行収入を差し引いたものを委託料としており、今回、新型コロナウイルス感染症の影響で定期代による収入が約90万円、また、現金による料金収入が4月、5月は50%に落ち込み、また、それ以降も65%から70%落ち込んで、運行収入が減ったことが要因ということになります。また、特別交付税、県の補助金は今年度の運行実績に合わせて交付されますので、今回の増額分も反映されるということになります。

次に、町税過誤納還付金の増額理由についての質疑がございまして、個人住民税の過去に遡っての精算と12月決算の事業所等の法人税の還付が増えると見込んでいたということになりました。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業で、どのような取組、体制を

取られるのかとの質疑がございまして、答弁では、10月23日に国から新型ワクチン接種体制確保事業の実施要領が出され、12月18日の会議で具体的な内容が出てくるということです。来年早々に事業がスタートする可能性があるため、できるだけ準備をするために補正をしたとのこととでございます。事業の内容は、健康家族21のシステム改修、予防接種券の印刷、案内書の封入、発送の事務の委託です。補正予算額は、システム改修費が302万5,000円。封入作業等の事務費の関係が302万5,000円とのこととでございます。

続いて、システム改修の内容について質疑がございまして、答弁では、誰がいつ予防接種を受けたかなどの予防接種台帳の整備も国が求めており、また、接種は医療関係者、高齢者、リスクの高い人から順次行うという情報も踏まえて、可能な範囲で予算措置をしているとのこととでございます。

続いて、林業振興費の林業IT化促進機器導入補助金に係る林業IT化促進事業とスマート山村促進事業との具体的な違いとスマート山村促進事業の申請状況についての質疑がございまして、答弁では、スマート山村促進事業は、山村へのUターン、Iターンを促進し、林業、山村後継者の増大を図ることが目的で、対象者は林業事業者、生産森林組合やそれに類する団体、林業に関わる建設業者で、補助対象になる機材は、資材運搬用ドローンや森林管理用ドローンでございます。

一方、林業IT化促進事業も目的は同じですが、対象者を森林組合に限定しています。森林整備を一層促進するために、森林組合が購入する間伐作業の前段階での森林調査に必要なレーザースキャナーに対して補助をします。このレーザースキャナーは、山の状況、現状を三次元データとして取得し、その山に合った施業が計画でき、非常に省力化が図れるとのこととでございます。

スマート山村促進事業の申請状況は、集落等から7件あり、12月25日の締切り後、選考を行う必要があるとのこととでございます。あわせて、スマート農村促進事業の申請状況ですが、19件の申請があり、その内訳はリモコン式の草刈り機が2件、自走式の草刈り機が17件とのこととでございます。

次に、観光振興費のHYOGO Med i oフィルムコミッション特別負担金50万円の減額理由についての質疑がございまして、答弁では、映画の誘致経費として予算計上していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できないため減額したとの回答でございました。

次に、住宅建設費のIT事業所・コワーキングスペース開設支援事業補助金の具体的な内容についての質疑がございまして、答弁では、町内の空き店舗を活用して、2階に不特定多数の方が仕事をするコワーキングスペースとするもので、県の事業に町が随伴補助をするとのこととございました。

次に、保育所関係の公立施設型給付費負担金と私立施設型給付費負担金の増額についての質疑がございまして、答弁では、町外の公立こども園、私立こども園への入所がそ

れぞれ増えたことによるものとのこととでございます。財源につきましては、公立施設型こども園は交付税で、また私立施設型こども園は国庫補助金で措置されるとのこととでございます。

最後に、給与費明細のパートタイム会計年度任用職員数が、130名から158名と28名増えていることの要因についての質疑がございまして、1人の職員の給与を異なった科目から支払う場合があり、給与支払いの延べ人数にしたためとのこととございました。

以上、大まかな報告でございましたが、これ以外の質疑応答内容につきましては、審査報告書に記載しておりますので御覧をいただきたいと思っております。

以上で第115号議案、神河町一般会計補正予算（第7号）の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 審査報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。ありがとうございました。

これより討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第115号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第115号議案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、第116号議案から第118号議案までの各議案について経過を説明いたします。

各議案については、12月8日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に、各議案について討論、採決を行うものでございます。

それでは、日程に戻ります。

日程第5 第116号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第116号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 第117号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第117号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

これより第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 第118号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第118号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 発議第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、発議第6号、激甚化する自然災害から「命」と「くらし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書の件を議題といたします。

事務局、発議第6号の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

.....

発議第6号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書

.....

○議長（廣納 良幸君） 提出者の説明を求めます。

安部重助議員、お願いします。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。マスクを外させていただきます。発議第6号、激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書について、提出の理由を説明します。

近年、広範な地域において、河川の氾濫や土石流が多数発生し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命、財産が失われている。激甚化、頻発化する豪雨災害への対策はもとより、地域の安全、安心を確保するため、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要性を国に求めていくことが不可欠と考え、神河町議会として意見書を提出するものでございます。

以下、意見書の朗読をもって提出の説明といたします。

.....

激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と
社会資本整備の更なる推進を求める意見書

我が国では、毎年、自然災害により、多くの人命や財産が犠牲となっている。

兵庫県内において甚大な犠牲を伴った平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、我が国の至るところで地震や暴風雨等による被害が発生しており、さらには今世紀前半に、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。

このような自然災害等から「命」と「暮らし」を守るため、防災・減災、国土強靱化に引き続き、全力で取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く、次期5か年間の継続及び対象事業を拡大の上、別枠予算として安定的に確保すること。
- 2 災害に備え、安定的な人流・物流の確保に向けた強靱な道路ネットワークの構築を着実に推進すること。
- 3 国土強靱化地域計画に位置付けられた、道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の計画的な実施に対する支援を行うこと。
- 4 着実な治水事業に加えて、国、地方自治体、企業、住民など流域に関わるあらゆる関係者の連携のもと流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水対策」を推進すること。

5 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

兵庫県神崎郡神河町議会

.....
提出先については、次のページに添付いたしておりますとおりでございます。

以上が発議第6号の提出理由です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 説明が終わりました。

発議第6号に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がございました。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査と

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第99回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前9時49分閉会

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は12月8日に開会され、本日までの15日間でございました。町長から提出されました議案は、人事案件5件、条例の制定及び一部改正6件、規約の一部改正1件、補正予算6件、承認1件、計19件が提出されました。また、議会からは発議2件がございました。総務文教常任委員会に審査を付託した選挙に関する条例制定の件2件、保育施設設置条例制定の件1件、一般会計補正予算（第7号）の4件をそれぞれ細部にわたり精力的に審査をしていただきました。

議員並びに町執行部におかれましては、終始真剣な議論を交わしていただいた結果、町長から提出いたしました議案は全て承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力、また、町執行部におかれましても資料提出等、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。審議の過程におきまして議論されました内容につきましては、十分に考慮され、今後の町政執行に反映されるよう望みます。神河町のさらなる発展のために議員全員で頑張りますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

あと少しで2020年も終わりになりますが、新型コロナで明け、新型コロナで終わった今年、皆様もこれだけ長い間緊張しながら生活をされたことがなかったのではないかと思います。いつもなら節目で楽しい行事があるからこそ、緊張感を持って頑張ることができたのかと思います。年末年始にはお子様やお孫様が笑顔いっぱい帰省されるのが毎年の恒例でございましたが、今回は帰省しないと早々と連絡があったとの報道も聞きました。お子様のほうから親御様を気遣う状況になっているらしいとお聞きをいたしております。この気持ちを周りの人たちにも向けられるように、少しでも冷静さがあればと思います。いま一度、感染された方々、医療従事者の方々に対する誹謗中傷、差別発言等々、自分や家族が感染したときを想像していただいて、痛みが分かる人間と

して周りを見ていただきたいと、皆様とともにこのすばらしい神河町を守るためにも、もう一度考え直していただきたいと思います。

中播磨管内、神崎郡3町では、市川中学校のクラスター感染以降、感染者数が少数であり、皆様が再度認識していただき、感染対策を取っていただいている効果が出ているようにも思われます。うつらない、うつさないを合い言葉に、もう一度皆さんでマスクの着用、手、指洗い消毒、三密、密閉・密集・密接を避け、安全な空間を取って注意しながら生活する習慣を身につけたいものでございます。

今年も1年間、皆様におかれましては議会に対し温かい御支援、御理解、御協力を賜りまして、議員一同心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。来年はうし年でございます。牛のように一步ずつ確実に前進できるように、神河町議会全員で頑張りますので、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

来年には、新型コロナワクチンも接種できそうでございます。あと1年間は、みんなで頑張りましょう。全てにおいて慎重にゆっくりとを合い言葉に、確実に前進あるのみでございます。皆様にとりまして2021年も御健勝にて御活躍されますよう、また、幸多からんことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第99回神河町議会定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

12月8日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じ、慎重審議くださいました御労苦に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は令和2年度各会計補正予算をはじめとした全ての案件につきまして、原案どおり承認、可決いただき、誠にありがとうございました。執行部といたしまして、今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言を真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

今年は、年明けから新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本のみならず世界各国が日常生活及び経済活動に大きな打撃を受け、国内では一時は鎮静化したように見えてきましたが、今もなお、第三波が続いている状況にあります。加えて、今年もまた、全国各地域で豪雨、台風等による災害が多発した年でありました。特に梅雨前線の停滞と線状降水帯による7月豪雨災害は、九州地方、熊本県中心に日本列島各地域に甚大な被害をもたらし、多くの貴い命が失われました。現在、その復旧作業が進められていますが、一日も早い復旧、復興を願うものであります。神河町では、今年も大きな災害は発生しませんでした。引き続きケーブルテレビ、防災無線を活用しての情報発信を強め、自助、共助、公助、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

さて、政府は12月8日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策を閣議決定をし、第3次補正と新年度予算を含めて30兆6,000億円、そのうち地方創生臨時交付金は1兆5,000億規模となり、そしてまた、昨日21日には一般会計の総額が過去最大の106兆6,097億円となる2021年度、令和3年度予算案を閣議決定しました。まずは、国の2次、3次補正含めた新型コロナウイルス対策事業の実施による神河町の元気の回復、そして現在、新年度予算の策定作業に入っていますが、国、県の動向を把握する中で、第2次地域創生総合戦略事業の実施と安全・安心のまちづくりを基本に、「大好き！私たちの町 かみかわ」、そして、交流人口の拡大と併せて関係人口の拡大による定住人口の拡大、いわゆる交流から関係、そして定住を合い言葉に、元気なまち神河を築いてまいります。議員各位には、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

また、先週19日には、久しぶりのまとまった積雪に恵まれ、峰山高原リゾートホワイトピークは3コース全て滑走可能という好条件でフォーシーズン目がオープンいたしました。長期予報では、今シーズンは雪に恵まれるとのこと。今シーズンは駐車場の整備、コースの緑化、緩斜面コースの修正、キッズパークのさらなる充実などにより、昨シーズンの暖冬と新型コロナでの落ち込みを必ず挽回できるものと期待しているところであります。ぜひ、議員各位並びに町民の皆様方の御来場をお待ちしているところであります。

今年も残すところ僅かとなりました。議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、今年1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝するとともに、来年におきましても引き続きの御指導を賜りますようお願い申し上げます、そして、皆様とともにすばらしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前10時00分
